

第4次静岡市男女共同参画行動計画等骨子案 検討状況
 (第3次男女共同参画行動計画、DV防止基本計画関連)

〔審〕：市男女共同参画審議会 〔意〕：R3市男女共同参画に関する市民意識調査 〔労〕：R3市女性の労働実態調査

基本目標 (第3次男女計画)	審議会からの意見等概要	次期計画における取扱いについて (記載例：①=基本目標1、(1)=主な取組1)
基本目標1 男女共同参画の視点 に立った社会制度・ 慣行の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・情報格差への取組を (R3〔審②〕) 	<ul style="list-style-type: none"> ・①、②を統合し、①「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと人権を尊重する教育の充実」として一体的に進める。 ・①-(6)「若年層に対するジェンダー平等教育の推進」を新設する。
基本目標2 人権を尊重する教育 の充実と国際理解の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代(若年層)への啓発、必要な施策を手厚くすべき (R3〔審②〕) ・教員の研修にもジェンダー視点を (R3〔審③〕) 	<ul style="list-style-type: none"> ・①-(4)「あらゆる場におけるジェンダー平等の推進」、①-(7)「情報発信・受信における人権尊重とジェンダー平等の推進」 →それぞれ表現を「男女平等」から「ジェンダー平等」に変更する。
基本目標3 男性にとっての男女 共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画基本目標③と⑥は重点としていきたい。(R3〔審②〕) ・現計画③⑤⑥⑦はまとめていく方が分かりやすい (R3〔審②〕) ・目標名にある「推進」という表現は、「実現」と言い切るべき (R3〔審②〕) ・「男性にとっての男女共同参画の推進」という目標は、かえって男女間の分断を招くような印象を受けた (R3〔審②〕) ・女性にとって性別役割分業意識は過去のものだが、男性の変化が遅い。次期計画は男性向けの施策が根本的に重要な意味を持つ。(〔意〕考察) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査からも引き続き男性に関する施策が重要とされていることから、次期計画においても目標の一つとして設定することを検討する。 ・③「男性にとっての男女共同参画の実現」 →表現を「推進」から「実現」に変更する。 ・女性活躍推進計画の視点から、③-(4)「男女共同参画視点を持つための男性従業員への意識改革の推進」を新設する。

第4次静岡市男女共同参画行動計画等骨子案 検討状況
 (第3次男女共同参画行動計画、DV防止基本計画関連)

審：市男女共同参画審議会 意：R3市男女共同参画に関する市民意識調査 労：R3市女性の労働実態調査

	<p>・基本目標3は基本目標5、基本目標6に含めて書き方を変えるのがよい (R4 審①)</p> <p>・自治会活動においては、シニアの男性がほとんどを占めていて、女性の意見を聞いてくださらないことがあるため、参画促進の言葉が最近あまりそぐわない。「男性の<u>ジェンダー平等視点をもった地域活動への参画</u>」の方がよい (R4 審①)</p>	<p>現計画③-(1)「男性の家事・育児・介護への参画促進」 ⇒女性の職業生活における活躍に必要であるため、⑥-(5)に移動する。</p> <p>現計画③-(2)「男性への地域活動への参画促進」 ⇒男女共同参画の視点で地域の参画を促進するため、④-(1)「男女共同参画を実現するための地域活動支援策と市民活動の促進と連携」に統合する。</p> <p>現計画③-(3)「男女共同参画の視点を持った男性の働き方・生き方への支援」 ⇒男女に共通して、進めていくため、①-(2)「固定観念にとらわれない男女の対等な関係を築くための広報・啓発活動の充実」に統合する。</p> <p>③-(4)「男女共同参画の視点を持つための男性従業員への意識改革の推進」 ⇒⑤-(1)?に統合する。</p>
基本目標	審議会からの意見等概要	次期計画における取扱いについて
<p>基本目標4 政策・方針決定の場への女性の参画拡大と女性の活躍の推進</p>	<p>・女性管理職登用というキーワードが多いように感じる。女性が自身が思う多様な働き方が出来ているかという視点を持ちたい (R3 審③)</p> <p>・防災という視点が現計画基本目標⑧⑨⑩と結びつきが強いいため、基本目標の位置(番号)を変更する。(R4 審①)</p>	<p>・基本目標の番号④→②へ移動する →現計画③⑤⑥⑦の関連性が高いため</p> <p>・②-(3)「方針決定への女性の参画促進(女性の管理職役員への積極的登用)」 →「事業所における」を削除し、方針決定の幅を広げる。また、具体的に「女性の管理職役員への積極的登</p>

第4次静岡市男女共同参画行動計画等骨子案 検討状況
 (第3次男女共同参画行動計画、DV防止基本計画関連)

審：市男女共同参画審議会 意：R3市男女共同参画に関する市民意識調査 労：R3市女性の労働実態調査

		<p>用」への変更を検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現計画④-(5)～(6)が労働の場における女性の活躍に関する施策であるため、基本目標6「女性の職業生活における活躍の実現」を新設する。 また現計画④-(6)は、⑥-(4)として、「女性の起業、再就職、デジタル人材の育成等多様な働き方への支援」に変更する。
基本目標5 地域における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・平常時及び災害時のいずれにおいても男女共同参画を実現する必要がある。防災について、基本目標の1つとすることも考えられる。(R3 審②) ・受け入れる自主防災会側の意識改革も大切にしたい(R3 審③) ・ジェンダー平等に基づく・・・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・現計画⑤-(1)「地域の各種団体における女性の方針決定への参画促進」 →方針決定への参画促進に関連するため、②-(5)に移動する。 ・④-(2)「男女共同参画の視点にたった防災対策、災害時対応、復旧復興体制の推進」 →発災時や復旧復興においてもジェンダーの視点を取り入れる。防災について、主な取組の一つと位置付け、基本目標自体を重点とすることを検討する。
基本目標	審議会からの意見等概要	次期計画における取扱いについて
基本目標6 労働の場における男女共同参画の確立とワーク・ライフ・バランスの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響もあり、非正規の女性に焦点を当てた取り組みが必要である (R3 市女性活躍推進協議会) ・職場におけるパワー・ハラスメント対策については、大企業は2020年6月1日から、中小企業は2022年4月1日から義務化される。ハラスメント等に対して、経験がある、あるいは見たり、聞いたりした際、「特に行動はしなかった」人 	<ul style="list-style-type: none"> ・⑤「ワーク・ライフ・バランスの実現のための職場や社会の環境づくり」 →「ワーク・ライフ・バランス」と現計画⑦は関連性が高いことから統合し、名称を変更する。 ・⑤-(1)「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」の推進

第4次静岡市男女共同参画行動計画等骨子案 検討状況
 (第3次男女共同参画行動計画、DV防止基本計画関連)

審：市男女共同参画審議会 意：R3市男女共同参画に関する市民意識調査 労：R3市女性の労働実態調査

	<p>が半数にのぼる。行政は、上司や同僚に相談しやすい職場風土や相談窓口の設置を促すことが求められる。(労)</p> <p>・基本目標が長いので、「ワークライフバランスを実現する環境整備」としてはどうか (R4 審①)</p> <p>・企業に向けた「非正規労働者に向けた正規労働者への転換の支援」を行ってほしい (R4 審①)</p> <p>⇒どんな支援があるのか応援会議で聞く？ 田中委員に聞く？</p> <p>・働きたいけど働けていない人への取り組みが必要 (R4 審①) ⇒女性の起業や再就職への支援で事足りるか？</p> <p>・デジタル人財についての記載について</p> <p>・</p>	<p>→「事業所における」を削除する。</p> <p>・女性活躍推進計画の視点から、⑤-(2)「男女共同参画視点を持つための経営者・役員・管理職への意識改革の推進」、⑤-(4)「ハラスメント防止対策(=女性参画が少ない分野での労働環境整備)」を新設する。</p> <p>・⑥-(4)「非正規雇用労働者に向けた正規雇用労働者への転換の支援」の新設を検討。</p> <p>・⑥-(1)「雇用における男女均等な機会と公正な待遇確保の推進」</p> <p>→表現を「平等」「公平」から「均等」「公正」に変更する。</p>
<p>基本目標7 男女がともに子育てや介護に携わることができる環境の整備</p>	<p>・家事労働時間の男女差は大きく、30代では男女で5時間半の差が生じている。男性の家事参画を事業者・企業・家族のすべての領域でもっと意識していかななくてはならない(意 考察)</p>	<p>・⑦-(2)～(3)「多様なニーズに対応した子育て支援策、介護支援策の充実」は、⑤-(3)へ移動、統合する。</p> <p>・⑦-(1)「家事・育児・介護への男性の参画促進」は、③-(1)へ統合する。</p>
<p>基本目標</p>	<p>審議会からの意見等概要</p>	<p>次期計画における取扱いについて</p>
<p>基本目標8 生活上様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備</p>	<p>・虐待とDVの連鎖は、基本目標⑧で取り込んでいけばよい (R3 審②)</p>	<p>・⑧-(6) 「被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化」に変更し、各相談機関同士(特に児童相談所)の連携を含める。</p>

第4次静岡市男女共同参画行動計画等骨子案 検討状況
 (第3次男女共同参画行動計画、DV防止基本計画関連)

審：市男女共同参画審議会 意：R3市男女共同参画に関する市民意識調査 労：R3市女性の労働実態調査

<p>基本目標9 男女間のあらゆる暴力の根絶</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本目標名は「男女間のあらゆる暴力の根絶」の変更検討（国が「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、県が「ジェンダーに基づく暴力の根絶」となっている）(R3 審②) 加害者更生についての言及 (R3 審②、③) 若年層への教育、啓発の強化 (R3 審②、③、意考察)、実効性のある情報発信方法の検討 (意考察) ハードルの低い相談方法の検討 (R3 審③)、誰もが相談しやすい環境の整備 (R3 審②) 相談者を継続的にサポートする体制の整備 (R3 審③)、DVと児童虐待を合わせて支援できる体制づくり (R3 審②) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑧名称を「ジェンダーに基づく暴力の根絶」とする ⑧-(1) 「あらゆる暴力を生み出さない社会づくりの推進」に変更し、加害者相談・教育を行っている民間団体の把握、情報収集、連携を含める。 ⑧-(2) 「若年層に対する暴力根絶の教育・啓発」を新設し、SNSでの広報、デートDV防止講座の充実を含める。 ⑧-(3) 「身近で相談できる体制の整備」にSNS相談と外国人、性的少数者等の相談体制の充実を含める。 ⑧-(6) 「被害者支援の充実に向けた関係機関の連携強化」に変更し、各相談機関同士（特に児童相談所）の連携を含める。
<p>基本目標</p>	<p>審議会からの意見等概要</p>	<p>次期計画における取扱いについて</p>
<p>基本目標10 生涯を通じた男女の健康支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「リプロダクティブヘルス/ライツの視点が重要」(R3 審②) 基本目標の名称中「男女」という言葉を削除したい (R3 審②) 	<ul style="list-style-type: none"> ⑨名称を「生涯を通じた健康の増進」に変更する。 ⑨-(2)「リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進」 →表現を変更する。